

●東京都「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」について

協力期間	自粛する営業時間	協力金（一店舗あたり）		協力金受取申請期間
令和3年2月8日 ～3月7日（28日間）	午後8時以降	168万円		受付中 ～令和3年4月26日まで
令和3年3月8日 ～3月31日（24日間）*	【令和3年3月8日～3月21日まで】 午後8時以降	84万円	124万円	【受付要項公表】 令和3年4月30日14:00（予定） 令和3年4月30日 ～5月31日まで
	【令和3年3月22日～3月31日まで】 午後9時以降	40万円		
令和3年4月1日 ～4月11日（11日間）* ※1	午後9時以降	44万円 ※1		未定
令和3年4月12日～ ～5月11日（30日間）*	午後8時以降	111万円～600万円 ※2		未定

各期間、初日から終了日まで全面的に協力した場合の協力金です。申請受付には期限があります。

ガイドラインを遵守し「感染防止徹底宣言ステッカー」の掲載や、店舗ごとに「*コロナ対策リーダー」の選任など、要件があります。詳細は「東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター」へTEL：03-5388-0567（9時から19時まで毎日）

※1 まん延防止等重点措置期間の適用を受け、4月1日～4月21日実施分について、期間（21日間→11日間）及び協力金（84万円→44万円）に変更がありました。

※2 国の方針を踏まえ、今後詳細を決定する予定（下記詳細参照） 更新：令和3年4月12日（東京都）

〈詳細〉事業規模に応じた協力金制度における国の方針
以下の区分に応じて算定した日額×時短要請に応じた日数分
（1）まん延防止等重点措置区域 ※23区、その他一部地域
<中小企業>

- ①前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円以下の店舗：4万円
- ②前年度又は前々年度の1日当たり売上高が10万円から25万円の店舗：
（1日当たりの売上高）×0.4の額
- ③前年度又は前々年度の1日当たり売上高が25万円以上の店舗：10万円